

登別市火災警報等発令基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市火災予防条例(昭和38条例第3号)第29条の8の規定に基づく林野火災に関する注意報(以下「林野火災注意報」という。)、第29条の9の規定に基づく林野火災に関する警報(以下「林野火災警報」という。)及び消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定に基づく火災に関する警報(以下「火災警報」という。)の発令の基準(以下「発令基準」という。)並びに林野火災注意報、林野火災警報及び火災警報(以下「火災警報等」という。)発令下における必要な事項を定めるものとする。

(林野火災注意報の発令の基準)

第2条 消防長は、1月1日から5月31日までの間、気象の状況が次のいずれかに該当し、山林、原野等における火災発生及び延焼拡大の危険が大であると認める場合は、林野火災注意報を発令する。ただし、当日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は、この限りでない。

(1) 前3日間の合計降水量が1mm以下であり、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下である場合

(2) 前3日間の合計降水量が1mm以下であり、かつ、乾燥注意報が発表される場合

(林野火災警報の発令の基準)

第3条 消防長は、前条に規定する林野火災注意報の発令の基準に該当し、かつ、強風注意報が発表される場合は、林野火災警報を発令する。ただし、当日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は、この限りでない。

(火災警報の発令の基準)

第4条 消防長は、気象の状況が次のいずれかに該当する場合は、火災警報を発令する。ただし、降雨、降雪その他気象の状況により火災警報を発令しないことがある。

(1) 実効湿度が65%以下で相対湿度が35%以下であり、かつ、平均風速が毎秒14m以上の風が吹くと予想される場合

(2) 平均風速が毎秒18m以上の風が1時間以上継続して吹くと予想される場合

(火災警報等の解除基準)

第5条 消防長は、第2条から前条までに規定する発令基準に該当しなくなった場合は、火災警報等を解除する。

(林野火災注意報、林野火災警報発令時の火の使用の制限対象区域の指定)

第6条 登別市火災予防条例第29条の8第3項に規定する火の使用の制限の努力義務の対象となる区域及び同条例第29条の9に規定する火の使用の制限となる区域とは、登別市の行政区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域以外の区域(別図)をいう。

(火の使用の制限)

第7条 登別市火災予防条例第29条第1号に規定する火入れとは、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく火入れ及び畑地、畦地又は原野堤防等において草木等を焼却除去しようとする行為をいう。

2 登別市火災予防条例第29条第2号に規定する煙火とは、がん具用花火を含むものとする。

3 登別市火災予防条例第29条第3号及び第4号に規定する屋外とは、建築物の外部をいうものであり、敷地内であるか否かを問わない。

4 登別市火災予防条例第29条第4号に規定する引火性又は爆発性の物品とは、消防法別表第1で定める危険物のうち第4類に属する引火性液体、火薬類、ニトロ化合物等を指す。

5 登別市火災予防条例第29条第5号に規定する市長が指定した区域とは、前条に規定する区域及び消防長が必要と認める区域をいう。

(火災警報等の発令及び解除の伝達方法)

第8条 火災警報等の発令及び解除の伝達方法は、次に掲げる方法のうち、1以上の方法により市内全域に伝達する。

- (1) 消防車両(消防団車両を含む。)による方法
- (2) 防災行政無線による方法
- (3) 電子メール、SNS等による方法
- (4) 前各号に掲げるもののほか、伝達に有効である方法

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条に規定する区域及びその境界線付近の区域に伝達することができる。

- (1) 登別市火災予防条例第29条の8第3項の規定に基づき火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定した場合
- (2) 登別市火災予防条例第29条の9の規定に基づき火の使用の制限の対象となる区域を指定した場合

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則 (令和8年登消本告示第1号)

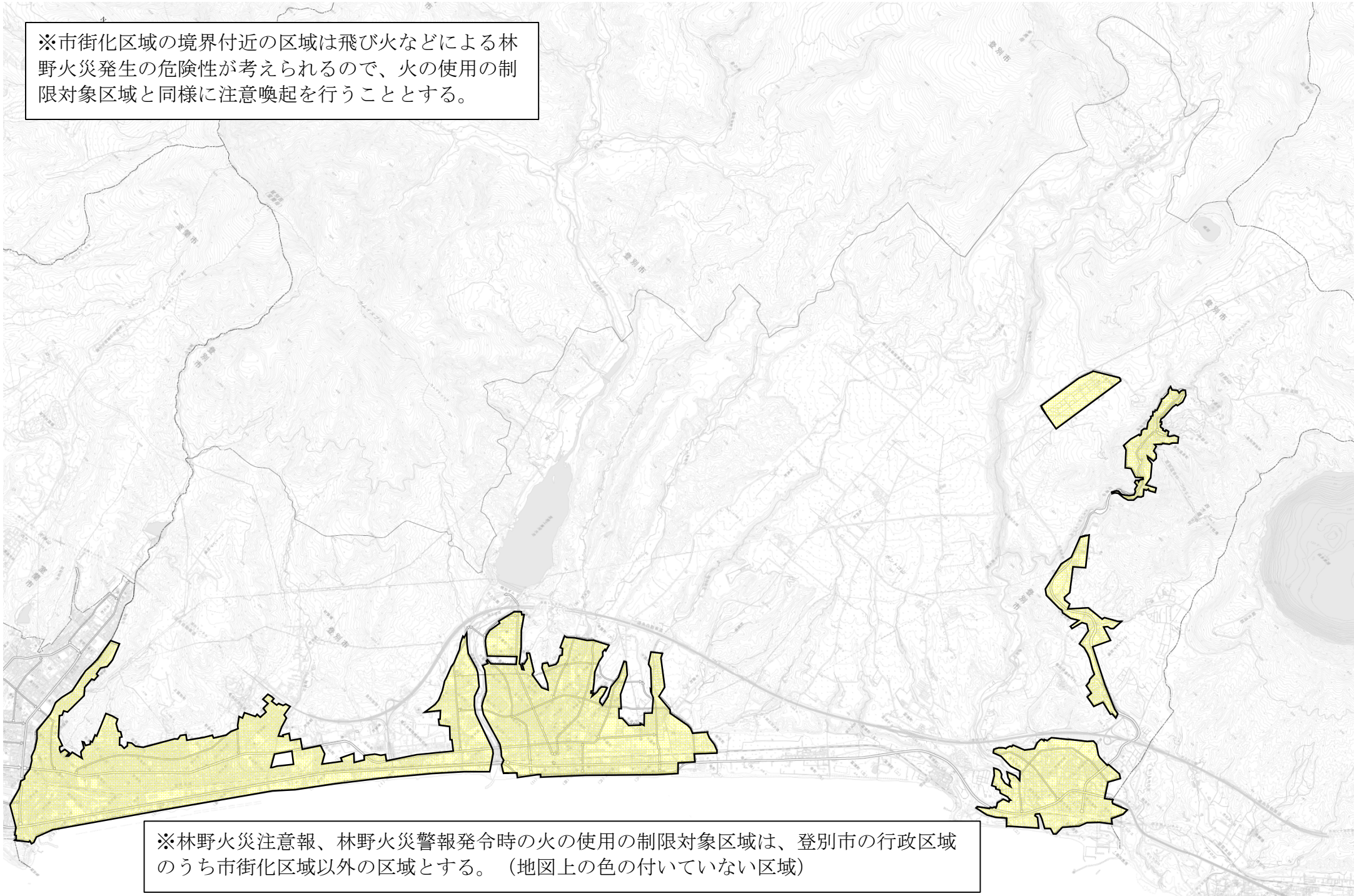
この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年登消本告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

林野火災注意報、林野火災警報発令時の火の使用の制限対象区域

※市街化区域の境界付近の区域は飛び火などによる林野火災発生危険性が考えられるので、火の使用の制限対象区域と同様に注意喚起を行うこととする。



※林野火災注意報、林野火災警報発令時の火の使用の制限対象区域は、登別市の行政区域のうち市街化区域以外の区域とする。（地図上の色の付いていない区域）